

四日市港管理組合公報

第 9 0 0 号

平成24年 8 月31日

金 曜 日

目 次

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正

する規則

(経営企画課) 1

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成24年 8 月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 8 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 3 号中「骨髄液提供者」を「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者」に改め、「登録」の次に「の申出」を加え、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購 読 料
年間 3,120円
(月額 260円)

平成24年 8 月31日発行
四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1
(電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6)
四 日 市 港 管 理 組 合